教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政 府予算に係る意見書の提出について

上記について、別紙のとおり地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出するものとする。

令和 7 年 9 月 2 9 日提出

日立市議会教育福祉委員会 委員長 照 山 晃 央

(提案説明)

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、 関係機関に対し意見書を提出するものであります。

(参考) 意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部 科学大臣 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

学校現場では、子供の貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や教員不足など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校における働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠である。

改正義務標準法の施行により、小学校の学級編制標準は、2025年度までに35人に引き下げられた。中学校においても、2026年度から引き下げられる方針である。今後は、きめ細やかな教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引下げと少人数学級の実現が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中で独自財源による人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間で教育格差が生じることは重大な問題である。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、国が定数改善に向けた財源を確保し、子供の豊かな学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、更には国庫負担率を2分の1に復元することが必要である。

また、2025年の通常国会においては、給特法等の一部改正案が成立し、学校における働き方改革の推進と教員の処遇改善を図るための法的基盤が整備されたが、学校におけるいわゆる「業務の3分類」など具

体的な推進は、自治体ごとの判断に委ねられているのが現状である。このため、実効性のある働き方改革の確実な推進を図るためには、国による財源や人材配置などの支援が不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識 し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記 の措置を講じることを強く要請する。

記

- 1 学校の働き方改革と長時間労働是正を実現するため、加配教員の増 員や少数職種の配置増など教職員定数の改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した 上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体が実効性のある働き方改革を実行できるように、必要な予算措置及び人材配置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 日

日 立 市 議 会